

わかやま技術支援人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 和歌山県内において、災害復旧事業等における土木技術等の支援が必要な地方公共団体に対して、県は、専門的な知識を持った地方公共団体等の退職技術者を登録し、速やかな人材支援が可能となることを目的として、わかやま技術支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置するものとし、その運用については、この要綱に定めるところによる。

(事業)

第2条 人材バンクは、次の事業を行う。

- (1) 登録者情報の管理及び登録者の紹介
 - (2) 登録者の発掘及び研修
 - (3) 前2号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業
- (登録対象者)

第3条 登録対象者は、第1条の趣旨に賛同し、自らが有する知識及び技術をもって積極的に支援活動を行う意欲ある者で、次に掲げる業務経験のある行政機関退職者及び建設関係企業の退職技術者とする。

- (1) 道路、河川、砂防、下水、都市計画、港湾、漁港等の技術業務
 - (2) 建築、設備等の技術業務
 - (3) 農業土木、森林土木等の技術業務
 - (4) 用地補償又は地籍調査の業務
- (登録)

第4条 登録を行おうとする者は、登録に必要な事項を記載した申込書を知事に提出するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は3年とする。ただし、初回の登録の有効期間は、登録の日から3年を経過する日までの間に到来する最後の3月31日までとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、別に定めるところにより登録の変更手続を行わなければならない。

(登録の更新、取消し)

第7条 登録者は、登録の更新又は取消しをするときは、第5条の有効期間の満了日までに、別に定めるところにより更新又は取消しの手続をしなければならない。

(登録者の活動内容)

第8条 登録者の活動内容は、災害復旧事業や専門的な技術を要する土木事業等における次に掲げる業務とする。

- (1) 現場調査、積算・設計、技術指導、現場監理等の業務
- (2) 用地補償及び地籍調査の業務
- (3) その他人材バンクの目的に合致する業務

(支援団体)

第9条 人材バンクからの紹介により支援を受けることができる団体は、和歌山県内の地方公共団体とする。

(紹介手続)

- 第10条 人材バンクから紹介を受けようとする地方公共団体は別に定めるところにより支援に必要な事項を記載した登録者紹介申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、地方公共団体から登録者の紹介申請があったときは、登録者の意向を確認の上、速やかに、該当する登録者を申請のあった地方公共団体に紹介するものとする。
- 3 地方公共団体は、登録者との間で支援が整ったときは別に定めるところにより知事に報告するものとする。また、支援内容に変更があったとき又は支援が終了したときについても別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 地方公共団体との間で支援が整った登録者（以下、「支援者」という。）の雇用は、原則として地方公務員法の一般職の任期付職員又は臨時職員若しくは特別職とする。

ただし、業務内容により、これによりがたい場合は、支援者と地方公共団体との間で協議できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。